

**各種手当等を  
ご存じですか？**

父親のいないお子さんや障がいのある方のために、次のような手当等があります。

**児童扶養手当**

**受給資格**

手当を受けられるのは、次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童(心身障がい児は20歳未満)を育てている母親または養育者です(所得制限あり)。

- ① 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
  - ② 父親が死亡した児童
  - ③ 心身に重い障がいのある父親をもつ児童(父親に支給される障害年金等の加算対象になつていない場合に限る)
  - ④ 父親の生死が明らかでない児童
  - ⑤ 父親に1年以上遺棄されている児童
  - ⑥ 父親が1年以上拘禁されている児童
  - ⑦ 母親が婚姻によらないで生まれた児童
- ※母親または養育者の状況により、手当を受けられない

場合があります。

**ひとり親家庭医療費助成**

**受給資格**

児童扶養手当の受給資格に準じたひとり親世帯(年金を受給している場合も受給可。父子世帯も該当します。)

受給資格認定日以降の医療費の一部を助成いたします。

**◎問い合わせ：**

子育て支援課子ども家庭係  
☎(55)5094

または各支所市民福祉課

**特別児童扶養手当**

**受給資格**

身体や精神に一定の障がいをもつ20歳未満の児童を育てている父親、母親または養育者です(所得制限あり)。  
※状況により手当を受けられない場合があります。

**特別障害者手当**

**受給資格**

在宅の著しく重度の障がいをもつ20歳以上の方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方です(所得制限あり)。

**障害児福祉手当**

**受給資格**

身体や精神に重度の障がいをもつ20歳未満の方で、日

常生活において常時介護を必要とする方です(所得制限あり)。

※状況により手当を受けられない場合があります。

**◎問い合わせ：**

福祉課障がい福祉係  
☎(55)5113

または各支所市民福祉課

**各手当を受給している方へ**

〔現況届はお早めに〕

児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当のいずれかを受給されている方は、毎年8月中に「現況届」を提出する必要があります(詳細別途通知)。

この届を提出されない場合は、8月以降の手当が支給されないことがありますので、忘れずに提出してください。

**児童手当の手続きは**

**お済みですか？**

児童手当を受けている方は、毎年6月中旬に「児童手当等現況届」を提出しなければなりません。

この届の提出がないと6月以降の手当が受けられなくなります。5月末日現在受給資格のある方には現況届の用紙

を送付しておりますので、必要事項を記入のうえ必要書類を添付して提出してください。

**◎問い合わせ：**

子育て支援課子ども家庭係  
☎(55)5094

または各支所市民福祉課

**要介護認定者へ「障害者控除対象者認定書」を交付**

**要介護認定者へ「障害者控除対象者認定書」を交付**

所得の申告時に障害者控除を受けられるよう、介護保険法の要介護認定者で、障害者に準ずると認められる方に認定書を交付しています。

**申請できる方**

65歳以上の方で要介護1以上の方(要介護認定の申請中の方も申請できます)。

**申請の必要がない方**

- ・ 身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aを所持する方
- ・ 本人および扶養者が、非課税の方等で確定申告等をする必要がない方

既に認定書をお持ちの方で認定区分等に変更がない方

**申請の方法**

申請は随時受け付けます。高齢福祉課または各支所市民福祉課に備え付けの申請用紙に必要事項を記入のうえ提出

(郵送でも可能)してください。調査を行い、認定書を交付します。

既に認定書をお持ちの方は、内容に変更がない限り、毎年の所得の申告にお使いいただけます。ただし、障害が軽減された方は、内容を審査し、認定書を返還していただくこともあります。

**◎問い合わせ：**

高齢福祉課長寿福祉係  
☎(55)5114

**肢体不自由者来所相談会**

補装具(義肢、装具、車いす等)、医療、その他更生に関する相談会が開催されます。

**開催日** 8月22日(金)

**受付時間** 午後1時～3時

**会場** 福島県障がい者総合福祉センター(県庁東分庁舎)

※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

**相談料** 無料

**申込期限** 開催日の1週間前

**申込方法** 事前に電話等で申し込みください。

**◎問い合わせ・申し込み：**

福祉課障がい福祉係  
☎(55)5113  
または各支所市民福祉課